

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号）

改 正 案				現 行			
0 （略） 1 輸出の許可 1 - 0 （略） 1 - 1 輸出の許可 (1) ~ (6) （略） (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可 (イ) （略）				0 （略） 1 輸出の許可 1 - 0 （略） 1 - 1 輸出の許可 (1) ~ (6) （略） (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可 (イ) （略）			
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	銃砲	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃（準空気銃を含む。）、散弾銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの ㊦ <u>救命銃（携行式の救命銃であって、爆発物又</u>	（略）	1	銃砲	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃（準空気銃を含む。）、散弾銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの ㊦ <u>救命銃、もり銃、リベット銃</u> その他これらに	（略）

	<p>は通信回路を含まず、かつ、射程距離が500メートル以下のものとして設計されたものを除く。)、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃</p> <p>八 火砲、榴弾砲、大砲、迫撃砲、対戦車砲、無反動砲</p>	
(略)	(略)	
爆発物	<p>次のいずれかに該当するものを含む</p> <p>イ 爆弾</p> <p>ロ 魚雷</p> <p>ハ 手榴弾</p> <p>ニ 発煙弾</p> <p>ホ ロケット弾</p> <p>ヘ 地雷</p> <p>ト ミサイル</p> <p>チ 爆雷</p> <p>リ 焼夷弾</p>	
(略)	(略)	
輸出令別表第1の1の項(2)の附属品	(略)	

	<p>類する産業用銃</p> <p>八 火砲、榴弾砲、大砲、迫撃砲、対戦車砲、無反動砲</p>	
(略)	(略)	
爆発物	<p>次のいずれかに該当するものを含む</p> <p>イ 爆弾</p> <p>ロ 魚雷</p> <p>ハ 手榴弾</p> <p>ニ 発煙筒</p> <p>ホ ロケット弾</p> <p>ヘ 地雷</p> <p>ト ミサイル</p> <p>チ 爆雷</p> <p>リ 焼夷弾</p>	
(略)	(略)	
輸出令別表第1の1の項(2)の附属品	(略)	

火薬類	<u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第1の1の項（1）及び（2）に該当するものを除く。）を含む。</u>	
	（略）	（略）
（略）	（略）	
軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤	<p>O - アルキル = アルキルホスホノフルオリダート（O - アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O - アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）、</p> <p>O - アルキル = N・N - ジアルキル = ホスホルアミドシアニダート（O</p>	

火薬類	<u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第1の1の項（1）及び（2）に該当するものを除く。）をいう。</u>	
	（略）	（略）
（略）	（略）	
軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤	<p>O - アルキル = アルキルホスホノフルオリダート（O - アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O - アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）、</p> <p>O - アルキル = N・N - ジアルキル = ホスホルアミドシアニダート（O</p>	

- アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O - アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N - ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)、O - アルキル = S - 2 - ジアルキルアミノエチル = アルキルホスホノチオラート(O - アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O - アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S - 2 - ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S - 2 - ジアルキルアミノエチル = ヒドロゲ

- アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O - アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N - ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)、O - アルキル = S - 2 - ジアルキルアミノエチル = アルキルホスホノチオラート(O - アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O - アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S - 2 - ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S - 2 - ジアルキルアミノエチル = ヒドロゲ

ン＝アルキルホス  
ホノチオラート（  
S - 2 - ジアルキ  
ルアミノエチル及  
びアルキルホスホ  
ノチオラートのアル  
キル基の炭素数  
が三以下であるも  
のに限る。）並び  
にそのアルキル化  
塩類及びプロトン  
化塩類、2 - クロ  
ロエチルクロロメ  
チルスルフィド、  
ビス（2 - クロロ  
エチル）スルフィ  
ド（別名マスター  
ドガス）、ビス（  
2 - クロロエチル  
チオ）メタン、1  
・ 2 - ビス（2 -  
クロロエチルチオ  
）エタン（別名セ  
スキマスタード）  
、1・3 - ビス（  
2 - クロロエチル  
チオ） - n - プロ  
パン、1・4 - ビ  
ス（2 - クロロエ  
チルチオ） - n -  
ブタン、1・5 -  
ビス（2 - クロロ  
エチルチオ） - n  
- ペンタン、ビス  
（2 - クロロエチ

ン＝アルキルホス  
ホノチオラート（  
S - 2 - ジアルキ  
ルアミノエチル及  
びアルキルホスホ  
ノチオラートのアル  
キル基の炭素数  
が三以下であるも  
のに限る。）並び  
にそのアルキル化  
塩類及びプロトン  
化塩類、2 - クロ  
ロエチルクロロメ  
チルスルフィド、  
ビス（2 - クロロ  
エチル）スルフィ  
ド（別名マスター  
ドガス）、ビス（  
2 - クロロエチル  
チオ）メタン、1  
・ 2 - ビス（2 -  
クロロエチルチオ  
）エタン（別名セ  
スキマスタード）  
、1・3 - ビス（  
2 - クロロエチル  
チオ） - n - プロ  
パン、1・4 - ビ  
ス（2 - クロロエ  
チルチオ） - n -  
ブタン、1・5 -  
ビス（2 - クロロ  
エチルチオ） - n  
- ペンタン、ビス  
（2 - クロロエチ

		<p>ルチオメチル)エーテル、ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)、2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)、ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)、トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)、ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)、トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)、<u>サキシトキシ</u>ン、<u>リシ</u>ンを含む。</p>			<p>ルチオメチル)エーテル、ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)、2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)、ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)、トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)、ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)、トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)を含む。</p>
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
	数値制御	(略)		数値制御	(略)
	数値制御を行うことができる	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械(貨物等省令第1条		数値制御を行うことができる	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械にあっては、可能な

る工作機械	第十四号イ(三)に該当するものを除く。)にあっては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。	
	(略)	
(略)	(略)	
W軸の全長について測定したときの位置決め精度[貨物等省令第1条第十四号八(五)2中の位置決め精度の測定方法]	(略)	
電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置	プローブを用いて測定するものをいう。	
		<u>手動の座標測定機を除く。</u>
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	

る工作機械	すべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。	
	(略)	
(略)	(略)	
W軸の全長について測定したときの位置決め精度[貨物等省令第1条第十四号八(五)2中の位置決め精度の測定方法]	(略)	
電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置	プローブを用いて測定するものをいう。	
		(新設)
<u>貨物等省令第1条第十七号中の精度</u>	<u>一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。</u>	
<u>ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE 2617)</u>	<u>ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE 2617)：1986年に策定された第1部及び第2部の「測定の不確かさ」の定義を用いた版(バージョン)を参照すること。</u>	

(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
貨物等省令第1条第十七号中の国際規格で定める測定方法により測定した場合の最大許容長さ測定誤差	国際規格10360/2(2009)(座標計測第2部)で定める測定方法により実測された値に基づき、 $E0_x$ 、 $E0_y$ 又は $E0_z$ で定める測定範囲内の任意の位置における長さ測定誤差の許容値であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。
(略)	(略)
外径が75ミリメートルを超える棒又は円筒形	外径が75ミリメートルを超える円筒形のものをつくることのできる円柱形又は円筒形のもので、外径に比し、高さの長いものをいう。
(略)	(略)
貨物等省令第1条第三十八号中の精度	(略)
呼び径が5 A	内容物が弁に入る接続端と弁から出る

プローブ	測定の不確かさの決定に用いるプローブは、ドイツ技術者協会の規格VDI/VDE 2617第2、3及び4部の記述事項に従うこと。
測定の不確かさ	信頼率95パーセントで真の値に近似している誤差限界を表す特性値のことをいう。補正不能の系統誤差、バックラッシュ及び偶然誤差が含まれている。(ドイツ技術者協会の規格VDI/VDE 2617第1部、第2部参照)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
外径が75ミリメートルを超える棒	外径が75ミリメートルを超える円筒形のものをつくることのできる円柱形のもので、外径に比し、長さの長いものをいう。
(略)	(略)
貨物等省令第1条第三十八号中の精度	(略)
(新設)	(新設)

	<u>以上のもの</u>	<u>接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径の数字（日本工業規格B2001号においてAの符号で表す数字）が5以上のもの（呼び径の数字がないものにあつては、口径が5ミリメートル以上のもの）をいう。</u>
	<u>貨物等省令第1条第三十八号口中の内容物と接触するすべての部分</u>	<u>交換可能な部分以外で内容物と接触するすべての部分をいう。</u>
	(略)	(略)
3	(略)	(略)
	内容物と接触するすべての部分	(略)
	<u>タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金</u>	<u>重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。</u>
	(略)	(略)
	断面積	(略)
	<u>呼び径が10A超の弁</u>	<u>内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径が10A超のものをいう。</u>

	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
3	(略)	(略)
	内容物と接触するすべての部分	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	断面積	(略)
	(新設)	(新設)

	(略)	(略)
	連続して使用するよう設計したもの	つねに検知できる状態に維持できるように設計したものをいう。
	貨物等省令第2条第2項第十二号中の部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
	検出器	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものをいう。
	センサーデバイス	検出素子等の検出要素部品をいう。
	センサーカートリッジ	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものであって、交換可能なものをいう。
		センサーデバイスを有するものを含む。
3の2	(略)	(略)
	クロスフロー過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。
		血液の浄化を行うために専用に設計したものを除く。

	(略)	(略)
	連続して使用することができるもの	つねに検知できる状態に維持できるものをいう。
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
		(新設)
3の2	(略)	(略)
	クロスフロー過	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法をいう。
		(新設)

	滅菌又は殺菌 をすることが できるもの	(略)	
	使い捨ての部 分品	一回限りの使用(装置本体に取り付け る過のために使用した後、当該部分 品を取り外すまでの使用をいう。)で 使い捨てるものであって、装置本体か ら取り外した状態で滅菌又は殺菌をし た後、再度使用することのできないも の(取り外した後、そのまま廃棄する ものを含む。)をいう。	
4	(略)	(略)	
	民間航空機	(略)	
	(削る)	(削る)	
	複合サイク ルエンジン	ターボコンパウン ドエンジンを含む	
	(略)	(略)	
	その原料とな る物質	(略)	
	化石燃料又は 植物に由来す る有機物を原 材料として製 造される燃料 を用いて製造	本邦又は外国政府 機関による型式証 明を受けた民間航 空機のエンジンに 使用するために特 別に製造したもの	ペイロードを30 0キロメートル以 上運搬することが できるロケット若 しくは無人航空機 又は貨物等省令第

	滅菌又は殺菌 をすることが できるもの	(略)	
	(新設)	(新設)	
4	(略)	(略)	
	民間航空機	(略)	
	ターボファ ンエンジン	ターボコンパウン ドエンジンを含む	
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
	その原料とな る物質	(略)	
	(新設)	(新設)	(新設)

<u>したもの</u>	<u>を含む。</u>	<u>3条第一号の3に 該当する無人航空 機に使用するよう に製造したものを 除く。</u>
(略)	(略)	
フェロセン 誘導体	カトセン、エチル フェロセン、プロ ピルフェロセン、 n - ブチルフェロ セン、ペンチルフ ェロセン、ジシク ロペンチルフェロ セン、ジシクロヘ キシルフェロセン 、ジエチルフェロ セン、ジプロピル フェロセン、ジブ チルフェロセン、 ジヘキシルフェロ セン、アセチルフ ェロセン、フェロ センカルボン酸、 ブタセン及びロケ ットの推進薬とし て使えるその他の フェロセン誘導体 を含む(芳香族フ ェロセン誘導体を 除く。)	
(略)	(略)	

(略)	(略)	
フェロセン 誘導体	カトセン、エチル フェロセン、プロ ピルフェロセン、 n - ブチルフェロ セン、ペンチルフ ェロセン、ジシク ロペンチルフェロ セン、ジシクロヘ キシルフェロセン 、ジエチルフェロ セン、ジプロピル フェロセン、ジブ チルフェロセン、 ジヘキシルフェロ セン、アセチルフ ェロセン、フェロ センカルボン酸、 ブタセン及びロケ ットの推進薬とし て使えるその他の フェロセン誘導体 を含む。	
(略)	(略)	

ガラス転移点	(略)	
<u>貨物等省令第3条第十六号八中の人造黒鉛</u>		<u>貨物等省令第1条第四号イに該当するものを除く。</u>
(略)	(略)	
加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置若しくは磁気方位センサーの部分品	(略)	
<u>貨物等省令第3条第十七号ホ中の加速度計</u>		<u>振動又は衝撃を計測するように設計したものを除く。</u>
(略)	(略)	
電子加速器	(略)	
<u>5キロヘルツを超える帯域幅で実時間で振動試験をデジタル制御するもの</u>	<u>制御装置がサンプリング、データ処理及び制御信号送信する全周期を実行する最大頻度が5キロヘルツを超えるものをいう。</u>	

ガラス転移点	(略)	
(新設)		(新設)
(略)	(略)	
加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置若しくは磁気方位センサーの部分品	(略)	
(新設)		(新設)
(略)	(略)	
電子加速器	(略)	
(新設)	(新設)	

5	<u>繊維（有機繊維、炭素繊維及び無機繊維を含む。）</u>	<u>次のいずれかに該当するものを含む。</u> <u>イ 連続したモノフィラメント、ヤーン及びローピング</u> <u>ロ テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド</u> <u>ハ チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット</u> <u>ニ 単結晶又は多結晶のウイスキー（あらゆる長さのものを含む。）</u> <u>ホ 芳香族ポリアミドパルプ</u>		5	(新設)	(新設)	
	貨物等省令第4条第二号の成型品	(略)	<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び</u>		貨物等省令第4条第二号の成型品	(略)	<u>民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品は除く。</u>

		<u>医療用の成型品</u> <u>口 4の項で掲げ</u> <u>る民間航空機の</u> <u>補修のための成</u> <u>型品であって、</u> <u>次のすべてに該</u> <u>当するもの</u> <u>(一) 面積(</u> <u>最大投影面</u> <u>積をいう。</u> <u>)が1平方</u> <u>メートル以</u> <u>下のもの</u> <u>(二) 一辺の</u> <u>長さが2.</u> <u>5メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>(三) 幅が1</u> <u>5ミリメー</u> <u>トルを超え</u> <u>るもの</u>
<u>貨物等省令第</u> <u>4条第二</u> <u>号口(一)の</u> <u>炭素繊維を使</u> <u>用した同号口</u> <u>の成型品</u>		<u>繊維を二次元に織</u> <u>り込んだ成型品又</u> <u>は半製品であって</u> <u>、金属の焼き戻し</u> <u>用の熱処理炉又は</u> <u>けい素プール製造</u> <u>装置用に設計され</u> <u>たものを除く。</u>
(略)	(略)	
(削る)	(削る)	

(新設)		(新設)
(略)	(略)	
<u>プリプレグ</u>	<u>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に樹</u> <u>脂(熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂)</u>	

					<p>又はピッチをマトリックスとして含浸した複合材料成型用の中間基材（形状は問わない。）であって、加熱及び加圧することにより成型品に成型できるものをいう。</p>
	<p>プリフォーム</p>	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ <u>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に金属又は炭素を被覆した複合材料成型用の中間基材（プリフォーム・ワイヤーを含む。）</u></p> <p>ロ <u>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維による織物を縫い合わせたり、同糸を束状にしたり、同短繊維をマット状に賦形しバインダーで固着したもの及びそれらを組み合わせた中間基材</u></p> <p>ハ <u>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維から複合材料を作るために外形形成を目的</u></p>		<p>プリフォーム</p>	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>1 <u>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に金属又は炭素を被覆した複合材料成型用の中間基材（プリフォーム・ワイヤーを含む。）</u></p> <p>2 <u>1に該当する繊維による織物を縫い合わせたり、同糸を束状にしたり、同短繊維をマット状に賦形しバインダーで固着したもの及びそれらを組み合わせた中間基材</u></p> <p>3 <u>1に該当する繊維から複合材料を作るためのマトリックスを含浸する前の段階で外形形成を</u></p>

	<p><u>として規則的に配列させた中間基材（使用している繊維が炭素繊維の場合には、イで規定している被覆物以外のもの、又は被覆していないものも含む。）。</u></p>	
(略)	(略)	
(削る)	(削る)	
(略)	(略)	
部分品 附属品		(略)
<u>貨物等省令第4条第四号中のサーボ制御</u>	<u>コンピュータプログラムの指示により、ワークがある空間において、所要の加工を行うためヘッドの位置を正しい位置及び方向に制御することをいう。</u>	
(略)	(略)	
重合体	(略)	

	<p><u>目的として規則的に配列させた中間基材（使用している繊維が炭素繊維の場合には、1で規定している被覆物以外のもの、又は被覆していないものも含む。）。</u></p>	
(略)	(略)	
<u>炭素繊維</u>	<u>材料の特性はSACMAの勧告する方法SRM12-17又は同等の国家規格のトウ試験（日本工業規格JIS-R-7601、6.6.2項）で規定され、かつロット平均で表すものとする。</u>	
(略)	(略)	
部分品 附属品		(略)
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
重合体	(略)	

<p>貨物等省令第4条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド</p>		<p><u>熱、放射線、触媒による作用その他外部からの作用により重合化することができないもの又は熱分解を経ずに溶融することのないものを除く。</u></p>
(略)	(略)	
(削る)	(削る)	

(新設)		(新設)
(略)	(略)	
<p><u>有機繊維、炭素繊維、無機繊維</u></p>	<p>次のものを含む。  <u>1 連続したモノフィラメント、ヤーン、ローピング及びトウ</u>  <u>2 テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド</u>  <u>3 チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット</u>  <u>4 単結晶又は多結晶のウイスキー(あらゆる長さのものを含む。)</u>  <u>5 芳香族ポリアミドパルプ</u></p>	

<p>貨物等省令第4条第十五号イ、ロ及びハ中の有機繊維、炭素繊維、無機繊維</p>	<p>プリフォームであって、複合材料を作るために、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸する前の段階で外形形成を目的として規則的に配列させた中間基材となっているもの（金属又は炭素を被覆したものを含む。）を含む。</p>	
<p>貨物等省令第4条第十五号ロの炭素繊維</p>	<p>材料の特性はSACMAの勧告する方法SRM12-17、ISO10618(2004)10.2.1 Method A又は同等の国家規格のトウ試験で規定され、かつロット平均で表すものとする。</p>	
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 4の項で掲げる民間航空機の補修のためのものであって、次のすべてに該当するもの</p> <p>(一) 面積（最大投影面積をいう。）が1平方</p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
		<p>(新設)</p>

		<p>メートル以下のもの</p> <p>(二) 一辺の長さが2.5メートル以下のもの</p> <p>(三) 幅が15ミリメートルを超えるもの</p> <p>□ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は加工されたもの。</p>			
<p>貨物等省令第4条第十五号ホ中のプリプレグ</p>	<p>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に樹脂（熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂）又はピッチをマトリックスとして含浸した複合材料成型用の中間基材（形状は問わない。）であって、加熱、加圧等により成型品に成型できるものをいう。</p>		(新設)	(新設)	
	<p>4の項で掲げる民間航空機の補修のためのプリプレグ（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸させたものに限る。）であって、次のすべてに該当するものを除く。</p> <p>イ 面積（最大投影面積をいう。</p>			(新設)	

		<p>）が1平方メートル以下のもの</p> <p>□ 一辺の長さが2.5メートル以下のもの</p> <p>ハ 幅が15ミリメートルを超えるもの</p>
貨物等省令第4条第十五号ホ中のプリフォーム	設計した成型品に近い形状に加工した複合材料成型用の中間基材であって、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸したものをいう。	
(略)	(略)	
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
貨物等省令第4条第十五号ホ(二)の動的機械分析によって測定し	ASTM規格D-7028-07又は同等の国家規格に定める動的機械分析によるガラス転移点の測定方法により、ASTM規格E-2160-04又は同等の国家規格に定義される硬化度が最低90%を有する乾式の試験体で	

(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
貨物等省令第4条第十五号ホ(二)2一のガラス転移点	硬化した樹脂について、ASTM規格D-3418に定める乾式法で測定されるものとする。	
貨物等省令第4条第十五号ホ(二)2二のガラス転移点	硬化したプリプレグの樹脂について、ASTM規格D-4065に記載の乾式法を用い、周波数1ヘルツ、加温速度2 /分で測定されるものとする。	
(新設)	(新設)	

	<u>たガラス転 移点</u>	<u>測定されるものとする。</u>
6	(略)	(略)
	貨物等省令第5条第十号中の精度	<u>一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。</u>
7	<u>輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの</u>	<u>貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。</u>
		<u>貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように設計したものを除く。</u>
	(略)	(略)

6	(略)	(略)
	貨物等省令第5条第十号中の精度	<u>2の「貨物等省令第1条第十七号中の精度」の解釈に同じ。</u>
7	(新設)	(新設)
		(新設)
	(略)	(略)

(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
<u>貨物等省令第6条第一号八からチまで及びルの集積回路</u>	<u>輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号八からチまで又はルに基づいて判定するものとする。</u>	
		<u>他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項まで</u>

<u>貨物等省令第6条第一号イ、ロ及びヌ並びに同条第二号から十六号までの規定中の他の貨物に使用するように設計したものの</u>	<u>輸出令別表第1の中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。</u>	
<u>貨物等省令第6条第一号ロ中の他の貨物に使用するように設計したものの</u>	<u>自動車及び鉄道車両に使用するように設計したものを含む。</u>	
<u>貨物等省令第6条第一号八からチまで及びル中の他の貨物に使用するように設計したものの</u>	<u>輸出令別表第1の中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように設計したものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の中欄に掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号八からチまで又はルに基づいて判定するものとする。</u>	
		<u>設計又はプログラムの変更が可能なものを除く。</u>

	<u>の中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。)</u> に使用するように特に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものを除く。	
(略)	(略)	
フィールドプログラマブルロジックデバイス	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	
レーザー発振器	(略)	
(削る)	(削る)	
<u>最大デジタル入出力数</u>	<u>集積回路又はパッケージされているか否かに関わらず、使用者が使用できる</u>	

(略)	(略)	
フィールドプログラマブルロジックデバイス	(略)	
<u>他の貨物に使用するように設計したものを含む</u>	(新設)	<u>輸出令別表第1の1から4までの項の中欄に掲げられた貨物に使用するように設計したものを除く。</u>
(略)	(略)	
レーザー発振器	(略)	
<u>使用することができるゲート数</u>	<u>標準使用ゲート数をいう。</u>	
(新設)	(新設)	

	<u>最大の入出力数又は使用することができる最大の入出力数をいう。</u>
(略)	(略)
マイクロ波ディスクリートトランジスタ	(略)
マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュール	(略)
(略)	(略)
完全停止状態から完全作動状態までの時間	(略)
<u>周波数切換え所要時間</u>	<u>デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、出力周波数が最終周波数を中心とした100ヘルツの周波数範囲に達する時間又は出力が最終出力の1デシベル以内に達する時間のうち遅いものをいう。</u>
<u>サイドロープに対するメインロープの電</u>	<u>データシートに示される最大減衰量をいう。</u>

(略)	(略)
マイクロ波ディスクリートトランジスタ	(略)
マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用増幅器を含む組立品若しくはモジュール	(略)
(略)	(略)
完全停止状態から完全作動状態までの時間	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

力の比		
(略)	(略)	
反復サイクル	(略)	
(削る)	(削る)	
(略)	(略)	
サイリスター モジュール	(略)	
<u>貨物等省令第6条第八号の三</u> 中の半導体素子	接合電界効果トランジスタ(JFETs)、垂直接合電界効果トランジスタ(VJFETs)、MOS電界効果トランジスタ(MOSFETs)、二重拡散金属酸化物半導体電界効果トランジスタ(DMOSFETs)、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ(IGBT)、高電子移動度トランジスタ(H	

(略)	(略)	
反復サイクル	(略)	
<u>貨物等省令第6条第七号中</u> の他の貨物に使用するよう <u>に設計した</u> もの	<u>医療用の磁気共鳴イメージング装置</u> に用いるように設計したものを <u>含む</u> 。	
(略)	(略)	
サイリスター モジュール	(略)	
(新設)	(新設)	

	<u>E M T s )、バイポーラ接合トランジスタ ( B J T s )、サイリスター及びシリコン制御整流器 ( S C R s )、ゲートターンオフサイリスター ( G T O s )、エミッターターンオフサイリスター ( E T O s )、P i Nダイオード、ショットキーダイオードを含む。</u>				
<u>貨物等省令第6条第八号の三中の半導体モジュール</u>	<u>1以上の電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子で構成されるものをいう。</u>		(新設)	(新設)	
<u>繰返しピーク休止状態電圧</u>	<u>ドレイン・ソース電圧、コレクター・エミッター電圧、繰返しピーク逆電圧、ピーク繰返し休止状態ブロック電圧を含む。</u>		(新設)	(新設)	
(削る)	(削る)		<u>周波数切換え所要時間</u>	<u>デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、出力周波数が最終周波数を中心とした100ヘルツの周波数範囲に達する時間又は出力が最終出力の1デシベル以内に達する時間のうち遅いものをいう。</u>	

(略)	(略)	
部分品 附属品	(略)	
<u>貨物等省令第6条第十七号イ(一)中のシリコン以外の膜を形成できるもの</u>	<u>原子層エピタキシー法を用いた装置を含む。</u>	
(略)	(略)	
ウエハー搬送中央装置		<u>複数のウエハーに対し同一処理を同時に行うように設計したもの(ロボットを用いたものも含む。)</u> を除く。
<u>貨物等省令第6条第十七号ホ中の半導体製造装置であってそれぞれ異なるもの</u>	<u>半導体製造装置であって、機能的に異なる物理的処理(デポジション、エッチング、イオン注入又は熱処理を含む。)</u> を行うモジュール式装置をいう。	
<u>貨物等省令第6条第十七号ホ中の複数のウエ</u>	<u>マルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置により、同一のウエハーを第一の処理を行う装置から第二の処理を行う装置へ、第二の処理を行う装置から</u>	

(略)	(略)	
部分品 附属品	(略)	
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
ウエハー搬送中央装置		<u>真空環境中で使用するよう設計していないもの(ロボットを用いたものも含む。)</u> を除く。
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

	<u>ハー処理を順次行う</u>	<u>第三の処理を行う装置へ搬送することなどにより、同一のウエハーを異なる半導体製造装置で処理することをいう。</u>				
	貨物等省令第6条第十八号、第十九号及び第二十二号中の基板	(略)		貨物等省令第6条第十八号及び第十九号中の基板	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
8	(削る)	(削る)		8	<u>電子計算機又はその附属装置</u>	<u>電子計算機又はその附属装置であって、デジタル暗号処理機能、暗号解析機能又は電磁環境両立性を持つものは、貨物等省令第8条の仕様に照らして貨物等省令第7条第一号八で評価しなければならない。</u>
	(略)	(略)			(略)	(略)
	加重最高性能			加重最高性能		
	<u>デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル計算機の間でデータを転送するように設計した装置</u>		<u>デジタル電子計算機に使用されているバックプレーン接続装置、バス接続装置、受動的なデータ転送の接続装置、ローカルエリアネットワーク用の装置（注1）若しくは通信制御装置（注2）を除</u>		<u>デジタル電子計算機若しくはその附属装置に使用されているバックプレーン接続装置、バス接続装置、受動的なデータ転送の接続装置、ローカルエリアネットワーク用の装置（注1）若しくは通信</u>	



度	<u>当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。</u>	
（略）	（略）	
レーザー発振器	輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。	
ローカルエリアネットワーク	（略）	
貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置又はシステム若しくはその部分品	<u>暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。</u>	<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 電子計算機又はその部分品若しくは附属品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）</u> <u>（以下「副次的暗号装置」という。）</u> <u>（一） 当該貨</u>

（略）	（略）	
レーザー発振器	<u>輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。</u>	
ローカルエリアネットワーク	（略）	
（新設）	（新設）	（新設）

物の有する  
主たる機能  
が次のい  
ずれにも該  
当しないもの

1 情報シ  
ステムの  
セキュリティ管理

2 情報の  
送信、受  
信又は記  
録及び保  
存（娯楽  
施設又は  
装置の有  
する機能  
であるも  
の、商業  
放送、デ  
ジタル著  
作権管理  
又は医療  
用の記録  
管理のた  
めに行わ  
れるもの  
を除く。

3 有線若  
しくは無  
線回線網  
による電  
気通信回  
線の構築

		<u>、管理又は運用</u> <u>(二) 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの</u> <u>□ 貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するもの</u>
(略)	(略)	
アルゴリズムの安全性が整数の素因数分解の有する困難性に基づくもの	(略)	
<u>スマートカード</u>	マイクロ回路を含んでおり、ある特定の用途のためにプログラムされており、使用者によって、それ以外の用途の	

(略)	(略)	
アルゴリズムの安全性が整数の素因数分解の有する困難性に基づくもの	(略)	
<u>ICカード</u>	マイクロ回路を含んでおり、ある特定の用途のためにプログラムされており、使用者によって、それ以外の用途の	

	ためにプログラムの変更ができないものに限る。また、複数の暗号機能を有する場合は、その機能毎に評価しなければならない。	
	<u>あらゆる形状のものを含む。</u>	
<u>貨物等省令第8条第九号へ(一)1中のトからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるもの</u>	<u>副次的暗号装置に限定されて使用されるものを含む。</u>	
<u>個人情報に係る情報</u>	<u>特定の個人又は団体に係る情報であって、認証に用いられるもの又は金銭債権に係るもの若しくはその他これに類するものを含む。</u>	
<u>貨物等省令第8条第九号ワ中の民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機</u>	<u>購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるものをいう(当該貨物の製造者、販売者又は輸出者によって販売の態様を書面により確認できるものに限る。)</u>	

	ためにプログラムの変更ができないものに限る。また、複数の暗号機能を有する場合は、その機能毎に評価しなければならない。	
	(新設)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

能を有する無線機端末	
(略)	(略)
部分品 附属品	(略)
<u>パーソナルエリアネットワーク</u>	<u>任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが近接する範囲(一部屋、自動車など)の通信に制限されたデータ通信システムをいう。</u>
<u>暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に限定されているもの</u>	<u>製造者がカタログ等において、暗号機能に係る通信距離が30メートルを超えないものとしているものをいう。</u>
情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置	(略)
<u>情報通信システム又はその部分品であって、国際規格に照らして十</u>	<u>国際規格ISO15408(情報技術セキュリティ評価基準(コモンクライテリア))の評価保証レベル6を超えるもの又は同等と評価されるもの。</u>

(略)	(略)
部分品 附属品	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置	(略)
(新設)	(新設)

	<u>分な情報の保護機能を有するもの</u>	
10	(略)	(略)
	1ヘルツ当たりの音響出力密度	(略)
	<u>貨物等省令第9条第一号イ(六)1中の探知することができる距離</u>	<u>複数の探知距離を持つ場合は、最大の探知距離で評価する。</u>
	(略)	(略)
	使用者によるプログラムの書き換え	(略)
	<u>音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</u>	<u>水中の爆発装置、エアーガン又は燃焼物を音源としたものを除く。</u>
	(略)	(略)
	宇宙用に設計した	(略)
	固体の光検出器	<u>フォーカルプレーンアレーを含む。</u> (略)

10	(略)	(略)
	1ヘルツ当たりの音響出力密度	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	使用者によるプログラムの書き換え	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	宇宙用に設計した	(略)
	固体の光検出器	(新設)

(略)	(略)	
応答時定数	(略)	
貨物等省令 第9条第三 号口(一) 3及び八(一) 3中の マルチアル カリ	(略)	
(略)	(略)	
マルチスペク トルイメージ センサー	(略)	
<u>瞬時視野が2 00マイクロ ラジアン未満 のもの</u>		<u>300ナノメー トル超900ナノメ ートル以下の波長 範囲で最大感度を 有するモノスペク トルイメージセン サーであって、組 み込まれている光 検出器又はフォー カルプレーンアレ ーが宇宙用に設計 していないものの うち、次のいずれ かに該当するもの のみであるものを 除く。</u>

(略)	(略)	
応答時定数	(略)	
貨物等省令 第9条第三 号口(三) 1及び八(一) 3中の マルチアル カリ	(略)	
(略)	(略)	
マルチスペク トルイメージ センサー	(略)	
(新設)		(新設)

		イ 電荷結合素子（CCD）であって、電荷増倍を行うように設計又は改造されていないもの ロ 相補型金属酸化膜半導体（CMOS）素子であって、電荷増倍を行うように設計又は改造されていないもの
(略)	(略)	
貨物等省令第9条第八号イ(一)中のイメージ増強管を組み込んだもの。		水中用に設計したものを除く。
貨物等省令第9条第八号イ(二)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの		水中用に設計したものを除く。
カメラの被写体追跡データ	(略)	
貨物等省令		次のいずれかに該

(略)	(略)	
(新設)		(新設)
(新設)		(新設)
カメラの被写体追跡データ	(略)	
(新設)		(新設)

<p>第9条第八号ロ(八)中のスキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置</p>		<p>当するものを除く。</p> <p>イ 産業用又は民生用の写真複写機</p> <p>ロ イメージスキャナーであつて、民生用に据え付けるもののうち、近接してスキャニング(文書、アートワーク又は写真に含まれる画像又は活字の複写を含む。)を行うように設計したものの</p> <p>ハ 医療用装置</p>				
<p>貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの</p>		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない12以下の検出素子を一次元に配列したフォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号二(一)1ーから五まで</p>		<p>貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの</p>		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない12以下の検出素子を一次元に配列したフォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号二(一)1ーから六まで</p>

又はホ（一）1から5までに該当するものに限る。）を組み込んだものであって、次のいずれかのために設計されたもの

（一）～（六）  
（略）

ハ フォーカルブ  
レーンアレー（  
貨物等省令第9  
条第三号二（一）  
）2又はホ（二）  
）に該当するもの  
に限る。）を  
組み込んだもの  
であって、次の  
いずれかに該当  
するもの

（一）～（三）  
（略）

ニ フォーカルブ  
レーンアレー（  
貨物等省令第9  
条第三号二（一）  
）1六又はホ（一）  
）6に該当するもの  
に限る。）を  
組み込んだもの  
であって、次の  
いずれかに  
該当するもの

（一）・（二）

又はホ（一）1から6までに該当するものに限る。）を組み込んだものであって、次のいずれかのために設計されたもの

（一）～（六）  
（略）

ハ フォーカルブ  
レーンアレー（  
貨物等省令第9  
条第三号二（一）  
）2又はホ（二）  
）に該当するもの  
に限る。）を  
組み込んだもの  
であって、次の  
いずれかに該当  
するもの

（一）～（三）  
（略）

ニ フォーカルブ  
レーンアレー（  
貨物等省令第9  
条第三号二（一）  
）1六又はホ（一）  
）6に該当するもの  
に限る。）を  
組み込んだもの  
であって、次の  
いずれかに  
該当するもの

（一）・（二）

		(略) (三) 760ナ ノメートル を超える波 長で最大放 射感度が1 0ミリアン ペア毎ワッ ト以下とな るように設 計によって 制限された ものであっ て、次のす べてに該当 するもの 1・2 (略) <u>3 水中用 に設計し ていない もの</u> (四) (略)
(略)	(略)	
半導体レーザー 発振器	(略)	
	<u>半導体レーザーバ ー若しくは半導体 レーザースタック アレーの形状であ るものを含み、又 は光出力コネクタ を有するもの若し</u>	

		(略) (三) 760ナ ノメートル を超える波 長で最大放 射感度が1 0ミリアン ペア毎ワッ ト以下とな るように設 計によって 制限された ものであっ て、次のす べてに該当 するもの 1・2 (略) (新設) (四) (略)
(略)	(略)	
半導体レーザー 発振器	(略)	
	<u>光出力コネクタを 有するもの又はピ グテイル型のもの を含む。</u>	

	<u>くはピグテイル型 のものを含む。</u>	
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	
<u>半導体レー ザーバー</u>	<u>複数の半導体レーザーダイオードを1 次元のアレーに配列させたものをいう</u> 。	
	<u>レーザーダイオ ードバー又はダイ オードバーを含む。</u>	
<u>半導体レー ザースタ ックアレー</u>	<u>半導体レーザーダイオードの2次元の アレーを形成するように複数の半導体 レーザーバーにより構成されたものを いう。</u>	
<u>空間的に干渉 し得る波</u>	<u>2次元に配列された半導体レーザーダ イオードから発振されるすべての光の 位相が揃った波をいう。</u>	
<u>第9条第十 号二(一) 5中の半導 体レーザー</u>		<u>第9条第十号二(一)5に該当する 半導体レーザー スタックアレーを結</u>

<u>半導体レー ザーアレー</u>	<u>複数の半導体レーザー発振器の発光部 を集積して、単一のチップとして形成 されたものであって、それぞれの発光 ビームの中心線が平行であるものをい う。</u>	
<u>半導体レー ザーアレー スタック</u>	<u>アレーを積み重ねること又は別の方法 で組み立てることによって形成された ものであって、それぞれの発光ビーム の中心線が平行であるものをいう。</u>	
(新設)	(新設)	
	(新設)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
(新設)		(新設)

<u>スタックアレー</u>		<u>合することによって形成されたスタックアレーであって、当該半導体レーザースタックアレーをさらに結合又は改造するように設計していないものを除く。</u>
<u>出力密度</u>	<u>レーザー発振器の総出力をスタックアレーの出力表面積で除したものをいう。</u>	
(略)	(略)	
<u>磁場勾配計</u>	(略)	
(削る)	(削る)	
<u>貨物等省令第9条第十一号中の感度</u>	<u>機器固有のノイズレベル(測定可能な最も小さい信号)の二乗平均平方根をいう。</u>	
(略)	(略)	
(削る)	(削る)	

(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
<u>磁場勾配計</u>	(略)	
<u>貨物等省令第9条第十一号中のノイズレベル</u>	<u>パワースペクトル密度で表される電気信号をいう。</u>	
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
<u>電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ</u>	<u>位相結合によってビームを形成するアンテナであって、ビームの方向が放射素子の複素励振計数によって制御され、そのビームの方向が送信時及び受信時において、電気信号を用いることによって水平面内若しくは垂直面内又は</u>	

	(略)	(略)
	航空管制用に設計した地上レーダー	(略)
	貨物等省令第9条第十三号又(三)中のレーザーレーダー	気象観測用のレーザーを除く。
	貨物等省令第9条第十三号又(三)中の国際水路機関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な精度を有し	<p>国際水路機関が定める水路測量に係る基準(2008年2月 第5版)における等級-aを満たしていることをいう。</p> <p>水平精度(95%の信頼度) = 5 m + 深度の5%</p> <p>観測深度用の深度精度(95%の信頼度) = <math>\pm \frac{(a^2 + (b \times d)^2)}{2}</math></p> <p><math>a = 0.5 \text{ m} =</math> 一定深度の誤差(すべての一定深度の誤差の合計)</p> <p><math>b = 0.013 =</math> 深度依存誤差係数</p> <p><math>b \times d =</math> 深度依存誤差(すべての深度依存誤差の合計)</p> <p><math>d =</math> 深度</p> <p>探知能力 &gt; 2 m (深度40m以下の場合) : 深度の10% (深度40m超の場合)</p>
1 1	(略)	(略)

	双方に変化し得るアンテナをいう。	
	(略)	(略)
	航空管制用に設計した地上レーダー	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
1 1	(略)	(略)

水中ソナー航法装置	(略)	
貨物等省令第10条第五号中の衛星航法システムからの電波を受信する装置		アダプティブアンテナ技術を用いない複数の全方向性アンテナからの信号をろ波、切換又は合成するように設計した部分品のみを用いるものを除く。
貨物等省令第10条第五号中のアダプティブアンテナシステム	時間領域又は周波数領域において信号処理を行うことにより、アンテナアレイのパターンに1つ以上の空間的なヌル点を動的に生成するものをいう。	
試験装置、校正装置、心合わせ装置		保守レベル（航空機の機体に搭載された状態で制御表示ユニットによる指示又は関連するサブシステムからの状態メッセージにより慣性航法ユニットの故障を発見し、製造者から提供されたマニュアルに従いどのライン交換ユニッ

水中ソナー航法装置	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
試験装置、校正装置、心合わせ装置		保守レベル（航空機の機体に搭載された状態で制御表示ユニットによる指示又は関連するサブシステムからの状態メッセージにより慣性航法ユニットの故障を発見し、製造者から提供されたマニュアルに従いどのライン交換ユニッ

トが故障したか突き止め、オペレータがそのライン交換ユニットを取り外してスペアと交換するレベルをいう。)及び保守レベル(故障したライン交換ユニットを整備工場(製造者又はレベルの保守に責任を負えるオペレータのものに限る。)に送り、そこで原因を確認するための試験を行い、故障原因となったショップ交換アセンブリを突き止め、これを取り外してスペアと交換するレベルをいう。ただし、規制されている加速度計又はジャイロスコープを分解又は修理することはこれに含まれない。)のためのものを除く。

1 2

(略)

(略)

トが故障したか突き止め、オペレータがそのライン交換ユニットを取り外してスペアと交換するレベルをいう。)及び保守レベル(故障したライン交換ユニットを整備工場(製造者又はレベルの保守に責任を負えるオペレータのものに限る。)に送り、そこで原因を確認するための試験を行い、故障原因となったショップ交換アセンブリを突き止め、これを取り外してスペアと交換するレベルをいう。ただし、ショップ交換アセンブリから規制されている加速度計又はジャイロスコープを取り外すことはこれに含まれない。)のためのものを除く。

1 2

(略)

(略)

	(削る)		(削る)
13	(略)	(略)	
14	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	電磁パルス		機械、電気機器等の装置又は雷から発生する電磁波により生ずる干渉を除く。
15 ・16	(略)	(略)	

(二) (略)  
(8) (略)  
2～12 (略)  
別表・別紙 (略)

	電子式に画像を記録することができるカメラ		一般消費者用を除く(電子イメージ増倍技術を用いたものを除く。)
13	(略)	(略)	
14	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	(新設)		(新設)
15 ・16	(略)	(略)	

(二) (略)  
(8) (略)  
2～12 (略)  
別表・別紙 (略)